平成２３年（フ）第２７０号
大阪府岸和田市尾生町３丁目26番３号
債務者　本田　幸夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
大阪府阪南市石田600番地の６―29棟105号、前住所大阪府阪南市箱作2860番地の58
債務者　道下　征二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
大阪府岸和田市西之内町10番21号
債務者　山田　則彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
大阪府泉南郡田尻町吉見1012番地19川嶋様方
債務者　伊藤惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
大阪府阪南市石田600番地の６―29棟105号、前住所大阪府阪南市箱作2860番地の58
債務者　道下　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
香川県高松市亀田町451番地８、住民票上の住所香川県高松市太田下町2329番地９
債務者　黒川　重秋
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４０号
香川県高松市今里町406番地７
債務者　矢野富美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６３５号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1578番地
債務者　中山美惠子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
長崎県長崎市琴海戸根町469番地12
債務者　山川正武美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
長崎県長崎市女の都４丁目２番19号
債務者　岸山フミエ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
長崎県長崎市樫山町731番地
債務者　木浦真知子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
香川県丸亀市幸町１丁目２番31号
債務者　宮下　エマ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４２号
香川県善通寺市稲木町1108番地　城井アパートＡ棟102号
債務者　野間　眞法
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６０号
北海道苫小牧市字沼ノ端925番地の43
債務者　酒井　未沙（旧姓林崎）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６２号
北海道苫小牧市高砂町１丁目５番７号　メゾンドシュー201
債務者　作田　榮子（旧姓萱野）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３１号
千葉市若葉区貝塚２丁目10番13号　リノア都賀505号
債務者　吉岡　大輔
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅３棟401号
債務者　河合智重子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅３棟401号
債務者　河合　昌史
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係